

# ンズ調

編集発行

(株) ハンズホールディングス

₹860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7 TEL. 096 (375) 4340 FAX. 096 (375) 4341

銀葦(しろがねよし)

#### (長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日 23日・秋分の日

日	•	10	24
月	۰	11	25
火	٠	12	26
水	٠	13	27
木		14	28
金	1	15	29
土	2	16	<i>30</i>
日	3	17	•
月	4	18	•
火	5	19	•
水	6	20	•
木	7	21	•
金	8	22	•
+	0	22	

#### 9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付 9月11日 国 税/1月決算法人の中間申告 10月2日

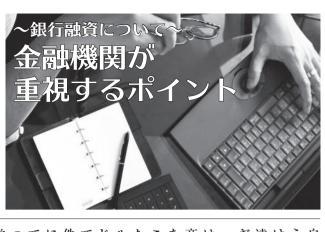
国 税/7月決算法人の確定申告(法 国 税/10月、1月、4月決算法人の消 人税·消費税等) 10月2日

費税等の中間申告(年3回の 場合) 10月2日



#### ワンポイント 空き店舗の固定資産税住宅用地特例の見直し

住宅用地に対しては固定資産税を最大6分の1まで減額する特 例があり、店舗併用住宅にも特例の適用が認められていますが、 空き店舗には、この特例を認めないとする政府の方針が6月に決 定されています。詳細は年末に公表される与党税制改正大綱で明 らかにされます。



得 的 L 銀 付を重視、職せない、 ح か融資を受けることだけが、を重視するあまり、いつのを重視するあまり、いつのても融資でのいるのです。でも融資でいくうえでは切っても切りがらの融資は、事業を継行からの融資は、事業を継 -ないもので-っていくうえでは切っていくうれでは切っ 7 9 7 e V たりし ませ

まにかる か 目 ? 的 実 融、際知に 、なり、 の識が 識は、 続 不準 融 きに -足備 資を受けること が 液れい 足 てる L 面がて 倒故い

> 自体が目 ぎません。 達 成 ることは するため が 多的 本いに 来の摺り 0) で ŋ つの手 事業 す 変 わ 0) 9 段に 資を てし 受 す を ま

されを忘れていることでは、「お客は、「お客 つてに件て じルた での、 合関し 1111 す。 交涉 やサー 子業を進 なわないな 借入 0) 益 のか、資金使途と返済冬。金融機関が何を重視し渉を銀行と行う際でも同次ではなくリスケジュー 心れてはいけませんのす」ということで 客 か)返 (とり 一様に喜 返済条件 ビスを提供 め など、 7 7 わ 11 ん け、 おくこと < でも :で借 銀 究 資金使途 į 極 行 しです。 心らえる個の目的 一入をし ん。 融 が 資 1 し同 ま 益

にな性資資資

### 融資を受けるため ポ 0) イント

0

有

です。

いでしょう。 融 でしょう。 目 資 的 達 をスムー 成 0 重 | 関が重 要な手 ズに受け =要視 段 いであ るとよ るた し 7 る

重 銀 一要視 行 融資に際して、 しているポイ シト 金 融 は機 関

のす。

伝

金 仕

で

あれ

営者で

運

資

金

が

か査担資 らに保金 のお 使 (保全面)(保全面) 審 査が 中心となり 確 化と返 この三つ です。 融 済 の観の質の ´ます。 点審

#### 資 金 使 途 0) 明 確 化

1

に ぜ 金 明 融 つの額 を必 由 高資が必元 がて検討 できますか 要とする背景 途 ト借入希望金短 具体的に必要 明 要なの 確 討し 化 7 0) 観 か、 11 点 、 具体的 。 9 まり からは、 的

くては と 位営者は のわ説 か」「いくら必要なの かりやすく言うと、 なりません。 確 実に把握 にしてお か何に か なを使

う

今の設備ではだめなのかば、その設備がなぜ必要な設備資金の融資が希望 明 ح で、いくらの利益を生み出す設備投資によってどの位の期 説得力の 新商品のための ができるのか、ということを、 ある具体的な数字 代の開 要です。 記れば、経営 金等も同様 関発費用 か、 へなの で で説 そかあ すこ • 間の で広 n

> なを を払原理の金そ転費はい の吟提日なのイ回 資 う 資 払 れ でも す。 は 業 け 0) くり 不 で -足しな 返し つすることが 仕け 収予定日・金額でなるのは、売上代金支払の期間である。 で 入ま 11 はは す せ いから、販売・ ず です 必 0

#### 返 済 原 資

討 や需 返済 L 要 ま 0) 済 す。 計原 原 画 因 資 のにの の妥当性についくの観点からは、 は、 い済 て財 金 検 源

ことを常に認識すればて調達コストがかかる ŋ 握に たお 融資 済借 す。まず することに 入で調 場になっ まずは、自分がいるは必ず返す必要 0) 必要性 達 て冷 した資 なるでしょう。 を、 静 金 な そ し対

で見込めるかどうかを基準に、 で見込めるかどうかを基準に、 したがって融資を受ける際は、 したがって融資を受ける際は、 どのような方法で利益を出し、 どのような方法で利益を出し、 とのかを、具体的に自分の言葉で がいできなければなりません。 最も有効なのは、資金繰り表を 最も有効なのは、資金繰り表を より L 金番 7 あ融 心済ば 微機関で É 0) 返済 意 益が本当にこのビジネス返済を滞りなくできるだ意気込みは認めても、何たの人格やビジネスに対 も全く同 説明することです。 がだと思 同じです。 う点がし す。 か n

#### 抇 保 **ന** 観

関 事い ま 追保の はれ仮加 証 場担 に返済に いるどのは に返済の る ĕ 0) 点から保 追観 L 0) しそれがい 担 原検利加点 資討 保だけでは 用 担か がが 保ら 全を求めます。 崩 れたら」と なか

> のか 金融 融資 機額 関の の限 融り 資が のあ 現る 状の いです。 本

#### そ **ന**

①常信けら試に用ばど ろ ん前 税金は滞納しない。と考えてください。と考えてください。と考えてください。と考えてください。と考えてください。と考えてください。 資るあ関る財融る 会に 会社の業績や資金繰りに関に金融機関に提出する試算表や資金繰り表を定期 資審 重 ょ です 理 のようなことを注 一解が高まれば高まるほど、 一要とな 加 11 1 がえて、 査は有 でしょう が \*、そ 3 ってきま 利となり れ重 下 0 外 ず。 要件 1 意 に 0 ります。 女件も非に普段か 普段 は 関 b 期 す 的

ますが、

極

示・

説

以算書を知 ない

が積拒だ

的経

0)

たからと関す

したほう

用 力は開

上

が

ŋ

す L

## たり前 別のことですどか納しない

لح

おし 社あ税 を貸  $\epsilon \sqrt{}$ れ険 てく 5 銀行は、公共料 れませ 資 なかなかなかなかるながなかなか 金が P 保 証 金

> できたら、 からお金を借りること ŋ ため 的に調達したお金 返済す 知 ħ するべ か ばよ き時 W で で的

(3) 状況は、独然のではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないになるとのではないとのではないとのではないでは、 決がく状算な必況 しょう。 要があれる。 ないかれ 社とかの が いります。 لح Ũ 極の 用 あ 飛されて ります。 で で で に 説明 の 事業内容 た資金 る場 係 る を場 でいる。 直接関連会社 が す L 確 に そ ま ĺ P 金には うの融す て 財 ま明いの連お務 の関機る関

金融機関

(5) が 高 まり 宣を作る 関から融資を受ける ま す ゃ

(関に対) 日らが説明

Nしても信用 説明すること

確認しておきましょう。います。その辺りをしっかなマイナス評価になってし これ さ面はれ上プ です。 いる決算書がよくみられます。 別 决 できっちり 損 飾をしろということでは Ę プラスなのに、決れによって本来の **な損失を雑損失と表示して** 例えば突発的な営業外の特 算書を作るという意味です。 益 算 てしまったりすると大き、営業損失が大きく計上 書 計算書や貸借 け で L ほ て ·した表示がされた 1や貸借対照表の上 ぼ 損失が大きく計りのに、決算書のま まります。 の融 なってしま 7 入きく計上 の営業利益 け は 付 なく、 かり は、 有け 粉 利がを

: ⑥入 出 融金 金 資 しき 込が き 上 融 0) でを受ける 2 わ 入 機 多 関に口 金 か ŋ P ´ます る金 経開座 U W いなどの資へつ金融機関に 設を す 融 す 0) 0) し る金金 支払 で、 て 資 質を受けるの資金の動 なり 入払いの動いいると、 用 はなるは 融 うます 資 機 が 出関申動 入

 $\Omega_{0}$ 

一五つに区子、小に分かれるため、今

さらに、大、

中、

会社規模

表 3)。

ただし、大会社、中会社 つに区分されます。 じ

0)

模 取

員

数

引 は

金額

業種

・ 小会社 を

が策しがつ他とのと 多をい掛ま人いはっ 小をして おい 多くあります。 い財産なの つ中 小 企 0 いた方が良いので、生前の オ 1 ナー か良いケース 換金性が乏 換金性が乏 経 営者に

単ではありません。
の通達に基づく評価となり、簡非上場株式については、国税庁表されている相場がありますが、 ところが、上場株式等には公

7 ح  $\epsilon \sqrt{}$ 11 月一日の評価 た方であ 勿 法に基づく評価額を知勿論、平成二十八年にので、最近評価していので、最近評価していいまであっても、新しいがは、ので、最近評価である。 株対策に役立てたい

> ます。 b 以下、 のです。 ポイントを整理し てみ

# 1 非上場株式の評価方法

の二つです。 ており、原則的 達非 で、 Ė. 立場株式 その 八は、 評 計価方法が定めらは、財産評価基本 な評 価 方法 には、

(1) 次れ通

類似業種

価

額

方

式:: ع

較類

み合わせて 評価 出するか、まな するか、「純資産価 (2)似業種 する方法 そして、会社の規模等にに置き換えた税務上の純 L 似 純資産 純資産 業種比準価 市価する方法 米種の上場会な 場似業種比準度 1(相続税法上の評価位の評価額にて評価を または一定比率で組 [価額方式…評価会社 法(図書 額を算定します の規模等により 額 **國額方式** (方式」で算出 表価 1 資産) で算 比

純

価額とすること低い場合には、 なお、従業員数が七○人(改価額とすることができます。低い場合には、純資産価額を評価額を評価額を活動である。 条件に 一〇〇人) 以上 大会社となり であれば、 産価額を評価額の方が ´ます。

無正

## 2 改正のポイント

(2) (1)を小さくしています。中小企業の株価の急激な変動が場企業の株価の急激な変動が つ似 **産」の比重は、一対三対一サである「配当・利益・純類似業種比準価額方式の** 業種 適用 た月以前二年間の平均株価」 類 કે 九 企業の株価に与える影響 似 年か できることとなり、 の株価に「 業種比準価 れ 7 いたもの 対一 相額 0) 続等 が、 方式 と平一純の がの が、 あ類

この改正により、

利

益

0)

比

る の重 相続 自社株評価 0) 価 が 一」と小さくな で、 に与える影響が 0) くなる反面、 り、 か 11 法 小 利益が  $\equiv$ 

(3) 大会社及び中会社の分の金額等の見直し分の金額等の見直し 前ほど株に来より株に が総じて拡 性 区改 があります。 分 正 に該 により、 価が下落 が価が低く がある。 業種 **業種比準価額の割合該当することとなれ** 大されています。 会社の規模区 亡ない可いても、 0 しにより、 額 適 方 (人は従 用 さくな 式 範囲 の適 ,可能以

#### (図表1)

 $A \times \begin{bmatrix} \frac{\mathbb{B}}{B} & + & \frac{\mathbb{C}}{C} & + & \frac{\mathbb{D}}{D} \\ \hline & 3 & & & \end{bmatrix} \times \quad \text{斟酌率} \qquad \begin{cases} \text{大会社0.7} \\ \text{中会社0.6} \\ \text{小会社0.5} \end{cases}$ 

A:類似業種の株価

B:評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

©:評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

①:評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

B:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

#### (図表2)

◆ 非上場会社の株式								
小会社		中会社*			大会社*	上場企業		
		(\]\)	(中)	(大)	人去社	上场正未		
純資産価額	類似業種 比準価額 (50%)	類似業種 比準価額 (60%)	類似業種 比準価額 (75%)	類似業種 比準価額 (90%)	類似業種 比準価額	上場株価		
	純資産価額 (50%)	純資産価額 (40%)	純資産価額 (25%)	純資産価額 (10%)				

※純資産価額による評価もできます

#### (図表3) 大会社、中会社、小会社の区分基準

	/H224/239192   9192   9192592							
規模区分	区分の内容		総資産価額 (帳簿価額によって 計算した金額) 及び従業員数	直前期末以前1年間 における取引金額				
大会社	従業員数が70人以 上の会社又は右のい ずれかに該当する会 社	卸売業	20億円以上(従業員数が35人 以下の会社を除く)	30億円以上				
		小売・サービス業	15億円以上(従業員数が35人 以下の会社を除く)	20億円以上				
		卸売業、小売・サー ビス業以外	15億円以上(従業員数が35人 以下の会社を除く)	15億円以上				
	従業員数が70人未満の会社で右のいずれかに該当する会社 (大会社に該当する 場合を除く)	卸売業	7,000万円以上(従業員数が5 人以下の会社を除く)	2億円以上 30億円未満				
		小売・サービス業	4,000万円以上(従業員数が5 人以下の会社を除く)	6,000万円以上 20億円未満				
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上(従業員数が5 人以下の会社を除く)	8,000万円以上 15億円未満				
小会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数 が5人以下	2億円未満				
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数 が5人以下	6,000万円未満				
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数 が5人以下	8,000万円未満				

(1) あきれ 類こと 的 り対た非 ま 2 いくことが古いりている 策に りた て何株 の産退能の 継幅悲株ま し 業がいが価 で職か純のりそ業 がいが価で者を転 移観価 す K 場 はオ 討 すが を却の討産利年算比要の因高 ま へのる低 1 式 価 す可支し価益配定準でかる る能払ま額金当根価すを評 額 か L 0) チ 0) か 次ナの 脚与や い贈与や譲渡 大切となります でった ャンスと考えて、 9 1 評 0 , 。分額 ・ が額場 ようなと 額金拠額 例なやす┕ 価 。の「氣を がも含 なく、 くて 析 場 が 額 からら ツ、呱こ、多のみ一引一、な高 譲 7 が合 が 4 磁渡を検 渡 いが損般き一一るい 7 高 も取算 を よなの的下株一一場 み く のる出 進計 ういあにげ当株一合 るな 式 がべさ

3 な I 社株 るが 可 重 対 能い 性中 が会 あ社 りの ま株 す。 価 が 低

## 過 健 康 穹

すによの間はめのに相 。つるあ外働に現る い健る労 れ現る邸 められているところです。^の実現に向けて様々な議論がによる議論など「働き方改せ 外労働 官現 外労働の上限規制」と関わり働き方改革の施策のうち「時られているところです。今回天現に向けて様々な議論が進くる議論など「働き方改革」 る事項として、 康障 )」を踏まえた厚生労働 き方改革 れ害 7 (脳・心臓疾患等) いくこととしま 実現会議 過重労働に

## 動

# 向

1

時

向

労し台前 しました 統 から比 年 間労 計 較すると、 の働 に(厚生労留 一七〇〇時間 総 查 実間 労働動 0 間一時 働 省 台九間 1 ( 毎月 1 ) ( 1 ) 勤少間年

A n 0 圏者に分けた場合、
で一般労働者とパー 年 間 実労働 時 1 間 1 は般タ

> ② 方 が あ 率 少 が高くは、 って、 7 0 お〇 まっ  $\bigcirc$ 労働 1 時 たことに 1 間 者全体 夕 による 見間 で比減移

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 作数は約九〇件)です。 を 作数は約九〇件)です。 を が減少したわけではないとの見が減少したわけではないとの見が減少したわけではないとの決定件数は約四七〇十(うち死亡の決定件数は約まれる労災支給決定件数は約まる労災支給決定件数は約四七〇件(うち未遂を含む自殺の決定件数は約九〇件)です。 るは 患 件件

数 が 補 (厚生労働ル最も多い 別に支給決定件数をみると、一か月平均の時間外労働時間 償 状況 以上 b 0)  $\overline{\phantom{a}}$ 過労死等 ) () 時 間 0) 未満 労 災 間

#### 脳 心 臓 疾 患 の認定基 準

#### 労働 時 間と 健 康障害との 関

つ四働発 れ五時症長連 健時間は時性 間が関間 康 **碌障害のリスクが生じる一間」を超えて長くなるにが「一月当たりおおむねめ」で聞外労力を超えて長くなるにのが「一月当たりおおむねりを超えて長くなるにのが「一月当たりでは、一般疾患の** 

> 過去二か月間、三か月間、四注 二か月ないし六か月とは、スクが高まると言われています。 に なると、 のいずれかの期間をいいます。か月間、五か月間、六か月間、六か月間、三か月間、四 当たりお う 認定基準 いねに し六 な ŋ さらに おむ  $\bigcirc$ □ね八○ 油間 健 か 平 月 康 <sup>|</sup> | ○時間超 | 一均で一 います。 た ŋ 1] かかお

など)、 ます。 Щ, 対象疾病 定する上での基本的な考え方や、 として、 して、脳・心臓疾患を労災認・脳・心臓疾患の認定基準」 脳梗塞、 認定要件 塞、心筋梗塞、狭心、(脳出血、くも膜下 こが示され れてい 狭心症

)ます。 認定要件として次 0) 三つ が あ

#### 常 な 出 来

ŋ

#### 期 間間 のの は点が「業務の過重業務 >過重業

| 「明らかな過重負荷」、| とのような点が | ☆ といきません とされた るか よる

① を 明 異常な出 来

びお い発 て、 症 直 発前 に明確にし得る異常発症状態を時間的ないのである。 常よよ

> 出 じ 来 たときを 常 事 な出 遭 来事とは次 遇 たこ います 0)

を引 故に関与し、著しい精神的負業務に関連した重大な人身事 がく等 困 極精 き 難 度 起こす な異常な事 0) 的 の緊 負 強 張 突発的に無度の精 態。 または予 例 神 二的負荷 パえば、

・ 身体的負荷 ・ 身体的負荷 緊急に強度の身体的 強いられる突発的また、 強がられる突発的また、 強がられる突発的また、 強処理で、著しい身体的 がかの発生に伴う救助活 が必の発生に伴う救助活 のまたは予測の体的負荷を 体面が、 P 測 な を

出入りなど、神給が著し、 など。 度差 0) 害される あ る 境 作業 場 下 業環 湯所への ・で水分極 ・で水分極変

#### 短 期 簡 の 過重

神比お 的較お発 む症 ねに を生 近 何に過重なな過間)に見 一じさせ る業 日期( 身体 件的、 、務に従 と 業務に 情 に 発症前

が

かの L 小務と発 業発 務症 次 が直 特に過ぎ 時 重前 一であま 日 るでの 連 連性を 否間

過 L 週 重て間 否過 か重 o な

事し、変制問 評事を 価 画の目安は もたらすす にわたらすで もたらすで はれるかる がるがる がるがる。 がるがるがる。 がるがるがる。 がるがるがる。 がるがるがるがる。 はいるがるがるがる。 はいるがるがるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、これでは、 はいるが、 はいが、 はい うす特に過たって著し 安は 次 0)

弱合時り月 おいは間お間発 とが四 き発認の時 のら間 一な 対関連性が別が見あたる。対したかりのではいしたかりのでは、

に業時 ○発強務 と まと外おと 外おと 症働が四で M四五時間を が長くなるほ との関連性が との関連性が との関連性が との関連性が はおおお におおお はなお におおお におおお におおお におおお になるほ どえて 徐 R

外ねか○症 労八月時前 ○な問一と評 几 ○法におった。

活セ者事

用)で、(常時

は五任

保健サーン ○人未満 は、地域産

ン

ĺ

なの

専 保

門健

0

選

する

!できる 超 À の労 関働 連時 性間 が 強が いあ とれ

合と ② 評 て、<u>多</u> K 判 断次 は 環境(温度型制動務、深 関します。 関します。 関します。 関します。 見ながらなり ら要 総 因

替張束規働

務

時 作交出拘不労 環制の時則時 温度環境、深夜勤な業務 騒 音

精 神 的 緊張 を伴う業 務

#### 康管 펄 体 制 の 整

す

にに医気健、 る防も止 ① あ 事業場にお事業場にお事業場(常時では、衛生管理には、衛生管理には一般を選出を表現している。 りま 止長 いのとして次の出するために、 正するため、時間労働 に選者におい によ 者い衛 て す 生 のようなことが 職場で実施す る衛生任工管職生任理 務推し者 概を適切には、

> え間四平わ が○成 を九 を た 情報名 で 月 L をより 労 以 がとされ に産業医に が超え す。 ょ

た時間に関する情報を産業医 提供しなければならないとさ では、衛生委員会の設置 では、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる を設置し、「長時間にわたる 立とこの音を まに関防労会使

③ よけや業事 いる 労務場 衛場生 生委員会の設置義務がない 場では、労働時間の長さや の負荷に応じ、適切な配慮 働者の意見を聴く機会を設 などの措置を講じていくと でしょう。 健康診断の実施 健康診断の実施 は、六か月以内に一回の特 は、六か月以内に一回の特 は、六か月以内に一回の特 は、六か月以内に一回の特

ビスを健働いない 業を一 務実年常 に施以時健

す

聴めが きのおっ ま 措置かた、 必置た、 なつに康 措いは診 置て 断 を医健 で 講師康異 じの保常 ます。においまり、ます。

#### 師に よる 面 接指

四

() ○ 日労便 () ○ 時間を超え () ○ 時間を超え 力超 の労働が 義 務 者 13 ララ 当施働月

施あ します。 が面接指導 月導 以の 内申出 実が

い理

61 積者 7 00 確 状 勤 **性認します。** 状況その他 勤務の状況

会への報告など を業の回数減少 の実施、施設の の実施、施設の を業の回数減少 の実施、施設の の実施、施設の の実施、施設の の表への報告など す会の夜業 働業見お事 備作間所をむ後 のの聴ね措 業のの聴ね を 月以 更、 Ĺ 生境縮 - 委測 、、、以 員定深作必内 じ

#### 诵勤

皆さんは、普段どんな方法で通勤されて いますか?自家用車でという方もいらっし ゃるでしょうが、電車やバス通勤の方も多 いことと思います。

混雑した状態で長時間揺られる車内、イ ヤホンの音漏れ、雨の日の濡れた傘等々、 通勤だけで心底疲れてしまうこともあるで しょう。

毎日朝晩必ず诵らなくてはならない道で すから、少しでも心穏やかに過ごしたいも のですよね。何より、通勤時間でストレス を溜めてしまっては、健康や仕事にも影響 を及ぼしかねません。

全国平均で見ると自家用車通勤の割合が 最も高く、半数近くを占めるという統計も ありますが、都市部に限れば公共交通機関 の利用者割合がもっと増えることでしょ う。

国土交通省が年に一度発表する、三大都

市圏の平均混雑率推移の統計があります。 昭和50年代、200%前後であった混雑率 は、平成27年度には東京圏で164%、大 阪圏で124%、名古屋圏で134%と、軒並 み減少傾向にあります。

車両の増加や相互乗り入れ等、ハード面 の整備のおかげで混雑が緩和されつつある ことは間違いないようです。さらに、鉄道 各社が独自に行う時差通勤促進活動や、電 車の混雑度情報を共有できるアプリの開発 等、ソフト面での工夫もなされています。

実際に交通機関を利用する私たちが自ら 動くことも、混雑緩和の大きな一助となる ことでしょう。朝活という言葉をよく聞く ようになりましたが、電車の空いている早 朝に会社近くまで行き、運動やセミナー受 講、お稽古事等好きな活動に時間を使えば、 ストレスなく通勤時間を過ごせるだけでな く、リフレッシュした状態で始業時間を迎 えられます。皆さんなら、どのような取り 組みが考えられますか?

# 大正十二年九月一日に発生し九月一日は防災の日です。 の日

た関東大震災の日付に由来する

携帯に送られていれる一斉訓練では全国各地で 防災週間. そうです。 この日を中心 Ĺ (で緊急地) がえ、最近 をます。職! ħ で様々 てくることもあ ع 毎 年この な 場や 防災訓 震速 では た 自治体 学校 )時期 報等 週 練 間 で が

いつか来るかれたの避難場所やで してみま 宅や職場等を防災の目線で見う一度この防災の日を機に、 てい ることでは Þ なところで 80などを確実に行っ物所やご家族との連 せん か。 入 n あ 替え、 れな 家具の V) Ė ず い災害に 製造 で 見 直 で に、 自 で 見 直 を わ れ し 言 わ れ 連絡

7

「暑さ寒さも彼岸まで | と言いますが、 皆さんのお住まいの地域ではいかがです か?

~お彼岸~

昼夜の長さが同じになる春分の日、秋分 の日を中日とした7日間を「お彼岸」と言 い、お墓参り等をされる方も多いでしょう が、その際のお供えのお菓子と言えば「お はぎ」ですね。赤い小豆には「魔除け」、も ち米には「五穀豊穣」の意味を込めて作ら れてきたそうです。

春は牡丹の花に似せて作ることから「ぼ たもち」、秋は萩の花に似せて作ることか ら「おはぎ」と言うそうです。

秋のお彼岸には、おはぎを頂きながら、 ご自身のルーツである方々に思いを馳せて みるのも良いかもしれません。ちなみに、 彼岸とは悟りの世界である「あちら側」、 その反対が煩悩の世界である「こちら側」、 私たちの暮らす人間の世界、此岸(しがん) です。